

○製造所等の工事に係る変更許可等の運用指針の特例運用

周消危第 333 号

令和 2 年 1 月 29 日

改正

令和 2 年 12 月 1 日 周消危第 185 号

令和 3 年 3 月 15 日 周消危第 321 号

製造所等の工事に係る変更許可等の運用指針の特例運用

(趣旨)

- 1 この運用は、周南市危険物等保安規則第 1 2 条の危険物製造所等設備変更届が必要な軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないものの取扱いの一部又は全部を拡大するため必要な事項を定める。

(軽微変更の範囲の拡大の適用申請)

- 2 軽微変更の範囲の拡大の適用(更新)を受けようとするものにあつては、危険物製造所等軽微変更承認(更新)申請(別添様式 1)を 2 部(正副)提出し承認を受けなければならない。この場合、第 3 項に定める要件に適合し、承認するものにあつては、副本に周南市危険物等保安規則、別記様式第 1 号の承認印を押印し申請者に返却する。当該要件に適合していないもので承認しない場合にあつては、危険物製造所等軽微変更不承認通知書(別添様式 2)を交付する。

(承認内容の変更の申請)

- 2 の 2 前項の申請について、承認を受けたものの第 3 項第 1 号から第 3 号までの該当事項に変更があつた場合は、前項の規定を準用し、当該変更に係る申請をしなければならない。

(軽微変更の範囲の拡大の適用要件)

- 3 軽微変更の範囲の拡大に係る適用を受けるための要件は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 当該事業者が石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業所であつて消防法に係る専属部署があること。
 - (2) 前号の部署において、次のいずれかに該当する者が在籍していること。
 - ア 軽微な変更工事に関する知識を有し、前項の申請の日において、連続して 3 年以上、消防法の危険物の事務に従事している者

イ 軽微な変更工事に関する知識を有し、前項の申請の日において、連続して1年以上、消防法の危険物の事務に従事している者であって前アに該当する者から必要な教育を受けた者

ウ その他、軽微な変更工事に関する知識を有していると認められる者

(3) 変更の工事の内容を事前に専属部署において、手続き及び安全対策等の確認が確実にできる体制が整備されていること。

(4) 当該事業所において、前5年に重大事故（大規模な火災、流出事故又は社会的影響が大きい事故等）がないこと。

(5) 消防法の違反に係る命令又は許可の取り消し等の処分を受け、当該処分が解除又は是正された日から5年以上経過していること。

(6) 第4項の2の適用にあつては、当該運用が適切に行われていること。

(軽微変更の範囲の拡大の項目)

4 第2項の承認を受けたものは、軽微な変更工事のうち、次の各号の製造所等の工事に係る変更許可等の運用指針「△」を「○」と読み替えることができる。

(1) 運用指針（以下省略。）3危険物設備等の項、「・配管（地下配管・移送取扱所を除く。）の取替、補修及び撤去」、「・配管（地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。）の補修及び撤去」、「・2 m程度の短配管（地下配管・移送取扱所を除く。）の補修・撤去」、「・機器の一部と考えられる程度の短配管（機器の取替に伴う配管の面間調整）の増設、移設及び改造」、「・配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）の増設、移設及び改造」、「ポンプ設備（移送取扱所を除く。）の取替」、「・ポンプ本体のみの改造」及び「・圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備の増設、移設及び改造」

(2) 5電気設備の項、「・電気設備（非危険場所に設置するものに限る。）の増設、移設、改造及び撤去」

4の2 前項の承認を継続した者で当該最初の承認から1年を経過したときは、前項の規定にかかわらず、製造所等の工事に係る変更許可等の運用指針のすべてについて、「△」を「○」と読み替えることができる。

(承認の更新、失効及び取消)

5 第2項の承認は1年ごとの更新により継続できる。ただし、承認された期間であっても第3項の要件に該当しなくなった日から又は継続（更新）のための手続きがなされなかったときは承認の日から起算して1年目の翌日からその効力は失効する。

(2) 前項において、第3項の要件に該当しなくなったものの当該承認を取り消すときは、危険物製造所等軽微変更承認取消通知書(別添様式3)を交付する。

(3) その他、当該通知の運用にあたり、不適切な取り扱いが確認されたものについても、承認を取り消すことがある。

(事前協議)

6 次のいずれかに該当する場合は、事前協議により、当該手続きの方法を確認すること。

(1) 当該変更工事について、製造所等の工事に係る変更許可等の運用指針に示されていないもの。

(2) 大規模な定期修理作業等において変更工事の内容が複雑なもの。

(資料の保存)

7 設備変更届出関係書類及び当該年度の一覧表(別添様式4)を作成し、事業所部内決裁後、安全担当部署において5年間保存すること。

(承認後の届出等)

8 第2項による承認を受けた者であっても、第4項の軽微な変更工事を含む変更許可申請又は同項の軽微な変更工事に係る危険物製造所等設備変更届の提出がなされた場合にあってはこれを妨げない。

附 則 (令和2年1月29日周消危第333号)

1 この指針は、公布の日から施行する。ただし、第3項から第8項までの規定は、令和2年2月28日から施行する。

2 令和2年2月27日以前に第2項の承認を受けたものについては、第5項の「承認の日から」を「令和2年2月28日から」に読み替える。

附 則 (令和2年12月1日周消危第185号)

この指針は、公布の日から運用する。

附 則 (令和3年3月15日周消危第321号)

この指針は、公布の日から運用する。

別添様式1

危険物製造所等軽微変更承認（継続・変更）申請

年 月 日		
(宛先) 周南市消防長		
住所又は事業所所在地		
届出者		
名称及び氏名		
設置者	住 所	
	氏 名	
特 定 事 業 所 の 別		
消 防 法 に 係 る 専 属 部 署 の 名 称		
確 認 体 制 の 概 要		
専 門 要 員 の 履 歴		
事 故 又 は 違 反 等 の 有 無		
資 料 の 保 存 方 法		
適 用 範 囲		第4項・第4項の2
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 処 理 欄
	処理年月日	
	処理番号	

- 備考 1 確認体制については、組織図及び確認をするための方法を記載した資料を添付すること。
- 2 専門要員の履歴については、消防法危険物の担当であった証明書を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 第4項の2を申請する場合は、前年の一覧表（別添様式4）及び確認体制に係る社内規定を添付すること。

周消危第 号

年 月 日

住所又は事業所所在地

名称及び氏名

_____様

周南市消防長 印

危険物製造所等軽微変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった危険物製造所等軽微変更承認（更新）申請について

は、下記のとおり適合していないと認められ、承認（更新）しませんので通知します。

記

理由

備考
